

海外渡航を伴う留学にあたっての手続き等について

1. 「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報がレベル2・3に指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目【渡航確認シート】（様式1）」の内容を確認すること
2. 渡航先の感染状況や防疫措置、感染した場合の現地の医療体制の確認などの情報収集を行い、「渡航確認シート」を原則として渡航予定日の2か月前まで（2か月未満の場合は早急）に指導教員に提出、確認を受けること。直接の確認が困難な場合はメール等の方法を用いても可。
3. 提出された【渡航確認シート】は、その内容を大学で確認し、渡航の必要性や安全性の確保、最新の感染症リスク等について総合的に判断し、渡航が認められる場合は「渡航許可書」が発行されます。安全性等の確認が不十分と判断された場合には渡航が認められないこともありますので、あらかじめご了承ください。
4. 大学により渡航が認められたら、添付の誓約書（様式2）及び連絡先一覧表（様式3）を提出し、留学等の準備を進めること。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化していることから、各府省庁が発信するホームページ等により、渡航先の最新の情報を随時把握すること。

※なお、所属する学部・研究科、及び各種プログラムを実施する部局等から別途指示がある場合は、その指示に従い手続きを行ってください。

参考：関連情報ホームページ

- ・ 外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 外務省：在外公館リスト
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>
- ・ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症情報特設ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 法務省・出入国在留管理庁：「新型コロナウイルス感染症に関する情報」
http://www.moj.go.jp/isa/covid-19_index.html
- ・ 文部科学省HP「ワクチン接種が留学先から求められている今秋留学予定の皆さんへ」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01534.html

以上